

出店業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2年 6月15日

沖縄県出店業事業協同組合

本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされました。

これを受け、新型コロナウイルスの影響で厳しい状況下にある出店業者が事業再開に向けた取組を実地する際の一助として、専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等を参考にしながら、作成したものです。

出店業者の皆さまが本格的に事業を再開されるにあたって、営業に必要な取組を具体的に提示しています、事業者の皆さまにおかれては、本ガイドラインを参考に地域の状況、それぞれの店舗の実情に沿った創意工夫をお願い致します。

なお、本ガイドラインの内容は、ウイルスに関する最新の知見や今後の感染拡大状況等を踏まえ、今後見直すことがあります。

感染防止のための基本的な考え方

- イベント・祭り会場には不特定多数の人々が訪れることから、出店において十分な感染拡大防止策を講じることが、出店業者及びお客様の感染を防止し、事業の持続を確保する上で極めて重要です。テナント出店においてはイベント・祭りの規模・立地等に応

じて講じることのできる対策は多種多様であることから、各店舗の現場での創意工夫による取組をするとともに、消費者の理解・協力も得るべく発信をしていくことが必要です。

- 緊急事態宣言の状況下であるかどうかにかかわらず、専門家会議提言で示された「新しい生活様式」の実践に向けて、これまで実施されてきた様々な好事例を参考に、規模や立地など現場の様々な実情に応じた実効性ある対策を推進していくことが効果的です。

このため、本ガイドラインでは、実施する際に参考とするべき取組を指針として示します。また事業を継続していく上では、従業員の健康と安全・安心の確保が不可欠です。従業員の感染予防・健康管理を実施する上で取り組むべき事項についても示します。

本格的事業再開に向けて

- 店舗・施設・機材等の清掃と消毒
- 従業員の健康チェックと個人の健康・衛生管理の徹底
- 社会的距離の設定と確保への工夫
- 食品衛生法を厳守して食品の安全で衛生的な取扱いの徹底

具体的な取組

1 お客様の安全

- 従業員に対しこまめな手洗い・手指消毒を励行するほか、必要に応じ手指の消毒設備を入口及び施設内に設置すること等によりお客様の手指の消毒も励行する。
- 手袋（ビニール製・ゴム製）の着用の徹底。
- 人と人が対面するカウンター等は、できるだけアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽するなどの工夫をする。
- 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用等による必要な感染予防を行う。
- お客様が列に並ぶ際には、各人ができるだけ2 m（最低1 m）以上の間隔を空けるように誘導し対人距離の確保を促す（床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施など）。
- 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コ

イントレイ（キャッシュトレイ）などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する。

- 店舗内等においてはお客様及び従業員との一定の対人距離を確保する。
- お客様及び従業員との会話は不要不急のものは出来るだけ控える。
- 咳エチケットを徹底する。
- 食品衛生法を厳守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させる。
- 食中毒等の防止のため、料理は早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えてお客様に注意を促す（特に気温の高い時期）。
- 休憩スペースやフードコート等については、テーブルの配置や間隔の確保に留意する（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）とともに、長時間の会話や少人数の家族等の場合を除き近距離で対面しての食事をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限する。
- おもちゃ販売、ゲーム取扱い店については、ゲーム・くじ等でお客様が使用する備品は、1人または1ゲームごとにアルコール消毒液、次亜塩素酸水で清拭する。
- 物販、おもちゃ販売取扱い店については販売する商品を渡す時はアルコール消毒液次亜塩素酸水で清拭する。
- 催事の実施又はアミューズメント施設及びサービス施設等の集客施設の使用については、各都道府県において示される対応に基づいて実施又は使用の可否を判断し、実施又は使用する場合においても、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、施設内の換気等の適切な感染防止対策を講じる。
- 特定の店舗・テナント等に利用が集中するような場合には、必要に応じて混雑緩和のための措置を講じる。
- お客様のマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施を依頼する。
- 店舗入口には発熱や咳など異常がある場合には、入店を自粛していただく旨を掲示する。

安全・安心を確保するためには、店舗及び従業員による適切な対応だけでなく、お客様の理解と協力が不可欠です。従業員とお客様が互いに協力しあって安全で安心な買物の場を作り上げていくという意識が大切です。従業員だけでなく、お客様においても、一人ひとりが基本的な感染防止対策である、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指消毒に取り組むほか、買物エチケットに対する理解が必要です。このため、お客様に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要です。

2 店舗の衛生管理

- 店内清掃を徹底し、休憩スペースやフードコートのテーブル・イスなど多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒液、次亜塩素酸水で清拭する。

- 店内は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検を行い、徹底した換気を行う。
- 厨房の調理設備・器具を台所洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。
- ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。
- 感染防止対策に必要な物資（消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくことが望ましい（ローリングストック）。
- ユニフォームや衣服は、常に清潔に努める。

3 従業員の感染予防・健康管理

- 従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行う。
- 従業員への飛沫感染と接触感染の防止のため、マスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を徹底するよう指導する。
- 従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離（ソーシャルディスタンス）を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。
- 従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。
- 店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取組を促す。
- その他、以下のような指導を行う。
 - ・咳エチケットを徹底する。
 - ・出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する。
 - ・勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う。
 - ・従業員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。

従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないことである。

おわりに

新型コロナウイルスの感染拡大によって、出店業者はかつて経験したことがない苦境に立たされています。

こうした中、イベント等の開催については、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、段階的な緩和の在り方が示されています。また、営業継続に向けたガイドラインを業種ごとに作成するよう政府より示されました。

組合としては、本ガイドラインは今後の祭り・イベント等の開催時の営業再開・継続に向けた一歩としてお示ししたもので、新型コロナウイルスの収束の段階で実態に即した見直しを行ってまいります。

会員の皆様とともにガイドラインを見直してまいりますので、ご意見は随時、組合にお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。